○○○○地域雇用創造協議会規約(例)

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、○○○○地域雇用創造協議会と称する。

(事務所)

- 第2条 本協議会は、主たる事務所を○○県○○市○○町○丁目○番地に置く。
- 2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。 (目的)
- 第3条 本協議会は、会員である市町村の区域において、市町村や経済団体等が別に実施している、産業や経済の活性化その他の雇用創造に資する取組と、魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保の取組とを一体的に実施することにより、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、地域雇用活性化推進事業及びその他本 協議会の目的を達成するために必要な事業(以下「当該事業」という。)を行う。

第2章 会員

(会員)

- 第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。
 - (1) 〇〇市町村
 - (2) 〇〇県
 - (3) 〇〇〇〇会
 - (4) 〇〇〇〇会
 - (5)

:

() 0000

第3章 役員

(代表)

- 第6条 本協議会に、1名の代表を置く。
- 2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

- 第7条 本協議会に、○名の監事を置く。
- 2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これを総会に報告する。

(選任等)

- 第8条 代表及び監事は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 役員の職務を続けることができないと代表が判断したときは、総会の決議において、 役員を解職することができる。

第4章 総会

(構成)

- 第9条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会の議長は、代表が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項 を議決する。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

- 第12条 総会は、全会員の出席がなければ開催することができない。
- 2 総会の議事は、全会員の賛成をもって決する。

(議事録)

- 第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長が、署名、押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

- 第 15 条 運営委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 事業計画案の策定
 - (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項

(3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

- 第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他 の収入をもって構成する。
- 2 本協議会の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。 (事業構想、事業実施計画及び予算)
- 第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が 作成し、総会において、全会員の議決を得なければならない。これを変更する場合も同 様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を 受け、総会において、全会員の議決を得なければならない。

(書類の保存)

第20条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第 21 条 この規約は、総会において全会員の議決を得なければ変更することができない。 (解散)
- 第22条 本協議会は、総会において全会員の議決を経て解散することができる。
- 2 解散時に本協議会において有していた文書(電磁的記録を含む。)について、本協議会の構成員となっている〇〇市町村(又は〇〇県)が引き継ぎ、当該事業終了後5年間保存するものとする。

(残余財産の処分)

- 第 23 条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産 は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。
- 2 前項の残余財産以外は、総会において、全会員の議決を得て、本協議会と類似の目的 を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第24条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局の事務を総括する事務局長を置く。

- 3 事務局には、会計責任者を置く。
- 4 事務局には、○○市町村職員を1名以上置く。
- 5 事務局には、事業推進員を置くことができる。
- 6 事務局長、会計責任者及び事業推進員は、代表が任命する。

(備え付け書類)

- 第25条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。
 - (1) 本規約
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 代表、監事及び職員の名簿
 - (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
 - (5) その他必要な書類

第9章 補足

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

1 この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。